

生少女甲達第4号
令和2年2月28日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

非行防止教室及び親子教室の実施要領の改正について

非行防止教室及び親子教室については、非行防止教室及び親子教室の実施要領の制定について（平成29年生少甲達第5号。以下「旧通達」という。）に基づき、実施してきたところ、令和元年における県内の非行少年数は130人と、本県で非行防止教室に取り組み始めた平成14年の1,181人の約1割にまで減少した。令和元年の県内の10歳から20歳未満までの少年人口が、平成14年比約2割しか減少していないことを鑑みると、少年の規範意識向上について一定の効果がうかがわれるところである。

しかしながら、県内の非行少年数は平成24年から減少していたところ、令和元年は8年ぶりに増加に転じており、さらに、子どもを対象とした声掛け等事案、児童虐待及びSNSを介した犯罪被害が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は複雑化している。また、少年の性的問題行動や発達障害に起因するトラブル等、少年自身の抱える問題も複雑化しており、少年を犯罪の加害者にも被害者にもさせないためには、これまで行ってきた規範意識の醸成だけでなく、児童・生徒の心に訴えかけ、自尊感情を育むという新たな観点も必要である。こうした現状を踏まえ、これまでの実施要領を見直し、非行防止教室及び親子教室の実施要領を改正し、令和2年4月1日から運用することとしたので、効果的な取組を推進されたい。

なお、旧通達は、令和2年3月31日をもって廃止する。

別添

非行防止教室及び親子教室の実施要領

第1 目的

社会規範を守る大切さ、正しい判断力等を教え、規範意識の高揚を図り、自尊感情を育み、少年が加害者及び被害者になることを未然に防止するとともに、保護者に子どもを取り巻く現状を伝え、今後の接し方を学ぶ機会を提供することにより、少年の非行防止及び被害防止を図ることを目的とする。

第2 実施要領

小・中・高校生を対象とした非行防止教室（以下「ひまわり教室」という。）を県内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）において、幼稚園及び保育所（幼稚園を含む。以下「幼稚園等」という。）の幼児及びその保護者を対象とした親子教室（以下「たんぼぼ教室」という。）を幼稚園等において、それぞれの責任者からの依頼を受けて次のとおり実施する。

1 ひまわり教室

(1) 内容

警察官、少年警察補導員及びスクールサポーターが、学校と協力して、道德等の授業時間を活用し、児童・生徒の規範意識を醸成するとともに自尊感情を育む。

(2) 対象

対象は、小学生、中学生及び高校生とする。

(3) 時間

授業時間は、原則として1時限（小学校45分間、中学・高校50分間）とする。

(4) 方法

ア テーマは、「初発型非行」、「いじめ」、「インターネット関係」、「薬物乱用」、「声掛け等被害防止」、「特殊詐欺」等学校からの要望や地域情勢等を鑑み、真に少年の非行防止及び健全育成に効果的な内容となるよう学校と連携して実施すること。

イ 教室の実施単位は、学校の実情に合わせてクラス単位、学年単位、全校など、効果の上がるよう編成すること。

ウ 広く保護者の参加を求め、保護者が子どもを取り巻く現状を理解するとともに、心に寄り添うことの重要性や効果的な関わり方等を学ぶ機会となるよう配慮すること。

2 たんぼぼ教室

(1) 内容

警察官及び少年警察補導員が、少年警察ボランティアと協力するなどして、幼児に物事の善悪について考えさせ、理解させるとともに、子どもの目線に立って悪いことをしない約束をさせるほか、保護者に対して幼児期に自尊感情を育むことの重要性を理解させ、非行防止に向けた子育ての具体的ポイントを教示する。

(2) 対象

幼稚園等の5歳児（年長児）及びその保護者とする。

(3) 時間

実施時間はおおむね30分とする。

(4) 方法

教材は、原則として、たんぽぽ教室用の紙芝居とすること。

3 その他

「たんぽぽ教室用の紙芝居」は、小学校低学年の児童にも対応できるため、小学生児童を預かる児童館等に対し紙芝居を貸し出して保育士等を実施させ、規範意識醸成の裾野拡大を図る。

第3 推進上の留意事項

- 1 ひまわり教室及びたんぽぽ教室の実施に当たっては、各市町教育委員会及び各学校に理解を求め、年度内実施計画の策定等について協力を得るなど、効率的に取り組むこと。
- 2 ひまわり教室及びたんぽぽ教室では、教職員等との相互理解を深め、良好な関係を保持すること。
- 3 実施結果の報告については、別に定める。